

臨床動作法資格認定申請・交付手続きの手引き

2019年（平成31年）版

日本臨床動作学会 資格認定委員会

資格認定申請・交付手続きの手引き

I. 臨床動作法資格審査実施要領・・・・・・・・・・ p 3

1. 資格審査実施予定
2. 申請者の資格
3. 申請手続き
4. 資格認定審査受付表の発行
5. 面接日の通知
6. 資格認定審査結果の発表及び登録
7. 書類の提出先

II. 申請書類記載の留意事項・・・・・・・・・・ p 5

1. 資格認定申請書
2. 履歴書
3. 臨床動作士認定推薦書
4. 臨床動作学に関する研修実績表
5. ケース研究報告書

資格申請・交付手続きの手引き

2019年度（平成31年度）版

I. 臨床動作法資格審査実施要領

日本臨床動作学会は「臨床動作法資格認定規定」、「臨床動作法研修機会認定細則」、「認定動作士資格認定要件細則」、「臨床動作士資格認定要件細則」、「臨床動作学講師資格認定要件細則」、「認定動作士資格認定申請及び交付手続き細則」、「臨床動作士資格認定申請及び交付手続き細則」、「臨床動作学講師資格認定申請及び交付手続き細則」に基づき、下記により日本臨床動作学会認定資格認定審査を実施します。

臨床動作法資格認定審査を、本年は以下の日程・手続きで行ないます。

1. 資格審査実施予定

- 1) 申請の受付期間（※毎年度当初に本学会Web ホームページ上で公示します）
平成31年4月30日－5月30日
- 2) 書類審査の結果通知
6月中旬。書類審査の結果を申請者全員に通知します。
- 3) 面接試験
 - (1) 書類審査合格者に面接日時、場所の詳細を通知します。
 - (2) 面接（口頭試問および実技）日および会場予定
 - a. 臨床動作士・認定動作士：7月20日(土) 滋賀県 大津市
 - b. 臨床動作学講師：7月15日(月・祝) 福岡県 太宰府市
- 4) 資格認定審査結果の発表日
審査結果は本年の当学会学術大会までに面接終了者に通知します。
※ この予定は資格認定申請者数により変更されることがあります。

2. 申請者の資格； 申請に関する細則など

資格認定審査の申請をする方は、学会ホームページ上の資格認定タブ (<https://www.dohsa.jp/shikaku>) に掲載の「資格認定申請交付手続き手引2019版」及び「臨床動作法 資格申請関連細則集」を熟読の上、手続きに掛かってください。

審査を希望する各資格認定要件細則の 2. 申請要件にある、(1) 基礎資格、(2) 研修実績、(3) ケース報告、(4) 学術大会への参加、(5) 推薦者の諸条件をすべて満たしていることが必要です。

3. 申請手続き

- 1) 資格認定審査を受けるための申請書類一式等の入手
日本臨床動作学会のホームページ (<https://www.dohsa.jp/>) からダウンロードできます。ダウンロードできない方は、資格認定委員会に直接請求してください。(有料)
- 2) 書類の提出について
以下の (1) 必要書類 の提出は、必ず郵送（簡易書留）とし、封筒の表に「認定申請書類在中」と朱筆してください。

同時に (2) 審査料の納付手続きを行ってください(学会指定の口座に振込)。書類提出には、この振込の控え(コピー)が必要となります。

(1) 必要書類

審査を希望する資格に従い、各資格申請及び交付手続き細則にある各々の別表1に示された「各資格認定申請に当たって提出する書類」を揃え提出してください。提出書類の作成に当たっては、記載上の留意点(別項)を熟読の上、記載漏れがないように注意し、黒インク、黒ボールペン、ワープロ等で楷書ではっきりと書いてください。

なお、提出された書類は返却しません。ケース研究報告など申請者にとり保持の必要のあるものは、あらかじめ各個人で控え・原本など必要に応じて保存してください。

(2) 審査料

認定動作士 : 20,000円

臨床動作士 : 20,000円

臨床動作学講師 : 30,000円

申請書類を送付の際、所定の欄に学会定の口座に送金した控えをコピーし、添付してください。

なお、納付後の審査料は返却できませんのでご承知おきください。

4. 資格認定審査受付票の発行

提出された申請書類を受け取った時点で、資格認定委員会は受付番号を記入した各資格認定審査受付票を本人宛に送付します。

5. 面接日の通知

書類審査の結果は申請者全員に通知します。書類審査に合格した人には、面接日時と場所の詳細を合わせて通知します。

6. 資格認定審査結果の発表及び登録

審査結果は面接終了者に通知します。資格認定審査に合格された方は、通知後3ヶ月以内に以下のことを行って下さい。

1) 「誓約書」の提出

誓約書所定の様式に従い、本人自筆署名の上捺印してください。

2) 登録料の納付

登録料は10,000円です。学会指定の口座に送金し、その控えのコピーを誓約書と共に送付してください。

当委員会受理後、本学会から各「資格認定証」を発行交付し、「臨床動作法資格者簿」に登録して公示します。なお、所定の期日までに手続きを完了しない場合は資格の認定をおこないません。

7. 書類の提出先

〒520-0835 滋賀県大津市別保1丁目8-20-508

ふおりせm s c 宮脇気付

日本臨床動作学会資格認定委員会事務局

FAX 077-533-4530

Email dohsashikaku@gmail.com

(連絡、問い合わせ等はemailまたはFAXでしてください)

学会指定口座 ゆうちょ銀行 振替:00870-0-75018

加入者名:日本臨床動作学会資格認定委員会

II. 申請書類記載の留意事項

1. 資格認定申請書(書式A-1、2、3)

- 1) 自筆による署名及び捺印を必ずしてください。
- 2) 旧氏名(旧姓等)が研修実績、事例報告等申請要件の確認に関係する場合には、氏名欄に併記してください。
- 3) 年齢は申請時点での満年齢を記入します。
- 4) 現住所、現所属とも申請日から認定証交付までの期間に連絡のとれる場所を記載します。連絡先として指定する方に○印をつけてください。

2. 履歴書(書式A-8)

- 1) 前記1. 資格認定申請書(以下申請書と略記します)の記入内容と齟齬のないようお願いいたします。
- 2) 学歴、職歴、賞罰は年次順に記入してください。学歴は高等学校(相当)卒業以降のものを最終学歴まで、学科、専攻等まで正確に記入してください。
- 3) 5×5cmの大きさで正面上半身の写真(過去6ヶ月以内に写したものを)、所定の位置に張ってください。

3. 認定推薦書(書式B-1、2、3)

- 1) 認定講師2名の推薦が必要です。
- 2) 推薦者の氏名等は、推薦者自身によって自筆署名、捺印されたものでなければなりません。
- 3) 住所、所属は申請書と同じにしてください。
- 4) 推薦者が各々遠方に居住している場合は、必要に応じて本書のコピーを作成し、推薦者各々1名の自筆署名捺印を別々の用紙に受け、この2枚の本書を提出してください。
- 5) 研修実績について疑義のあるときは、本人にだけでなく、推薦者にもお尋ねすることがあります。申請者は、推薦者に誤りなく研修実績について記載をしてください。推薦者が責任をもって推薦し、署名捺印をしていただけるようお願いしてください。

4. 臨床動作学に関する研修実績表(書式C1~8)

- 1) 自筆の署名、捺印をしてください。
- 2) 各研修会等に参加して得られるポイントは臨床動作法研修会細則に従います。記入に際しては、熟読して誤りのないようにしてください。今回は、研修者として参加した場合と、講師、教授者、スーパーバイザー等として参加した場合との間にポイントに差はつけません。後者で参加した場合は、技法のポイントはアドバンストとします。
- 3) 日本臨床動作学会研修会・認定研修会(短期)等、参加した会の名称の先頭にある□に○印をつけてください。コースについては、P、I または A いずれか参加したコースに、またポイントについても、参加した分(ポイント)に○をつけてください(部分参加の場合もあります)。

4) 継続研修会・認定過程継続研修会・認定課程のいずれも、担当した講師名または授業担当教員名（臨床動作学講師の有資格者であること）が明示された参加証明書が必要です。研修証明書の研修内容と申請の研修内容に齟齬のないように気をつけてください。

(1) 継続研修会

書式は前記 2) に従います。研修会名、期間、開催地、コース、講師、ポイント数等を自分で記入します。

(2) 認定課程

前項(1)と同様に記載しますが、研修名には授業科目名、期間には受講していた期間の年・月、講師欄には授業担当者を記入します。

5) 日本臨床動作学会

参加した会の名称の頭部の□に○印をつけてください。参加ポイントが 4 ポイント得られますが、このポイントを理論分野またはケース研究分野に自分で任意に振り当てることができます。自分で決定して、該当の欄にポイント数を記入してください。

6) 学会等での研究発表

前項 5) と同じ欄を使用します。日本臨床動作学会以外の大会等の場合は、大会、開催期間、開催地を正確に記入してください。学会等で研究発表をした場合は 4 ポイントが得られます。5) と同様に、このポイントを理論分野またはケース研究分野へ任意に振り当てることができます。各自で決定して、該当の欄にポイント数を記入してください。

本学会大会での諸発表とは、研究発表・シンポジウム・パネルディスカッションを指し、各々で演者・シンポジスト・パネラーを務めた人に 4 ポイントが認められます。

日本臨床動作学会大会で諸発表をすると、1 回の学会発表で、参加ポイント 4 + 研究発表ポイント 4 の計 8 ポイントを得ることになります。

7) 研修実績は申請要件にある、理論、技法(実習)、ケース研究の各分野の必須ポイントと合計ポイントの双方を満たしていることが必要です。

8) 「臨床心理士資格」、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」資格を研修ポイントとして使用する場合は、間違いのないようにポイントを計算の上、所定の欄に記入してください。この際、資格登録証明書(コピーで可)の添付が必要です。

9) 短期研修会集計表(書式 C-3)の記載に当たっては、臨床動作法に関する研修実績表(書式 C-1、2)と齟齬のないように十分注意して記入してください。

5. ケース研究報告書(書式 D-1)

1) 研修実績のケース研究分野のポイントとは別にケース研究報告書が必要で、所定の形式を参考に作成してください。

2) 学会等での研究発表、論文・著書の扱いについては、各資格申請及び交付手続き細則の別表 1 の 5) 項の記載をご覧ください。